

沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

〔平成19年3月5日〕
条例第3号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合に事務局を設置する。

（委任）

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年3月5日から施行する。